

写

元生畜第 814 号  
令和元年 9 月 30 日

公益社団法人 日本獣医師会 会長  
一般社団法人 日本家畜人工授精師協会 会長  
公益社団法人 全国和牛登録協会 会長理事  
一般社団法人 日本あか牛登録協会 会長  
一般社団法人 日本短角種登録協会 会長理事  
独立行政法人 家畜改良センター 理事長

殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

家畜人工授精用精液等譲渡契約約款条項例（契約のひな形）について

平素より、畜産行政の推進にご尽力いただき誠にありがとうございます。

農林水産省では、我が国における和牛精液等の適正な流通管理の徹底を求める声の高まりを受け、本年 2 月に「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」を設置し、有識者に幅広くご議論をいただき、7 月に「中間とりまとめ」を公表したところです。

これを踏まえた対応の一環として、家畜人工授精用精液等譲渡契約約款条項例（契約のひな形）について、地方農政局等を通じ、都道府県に対し別紙のとおり通知しておりますので、ご承知いただきますとともに、貴会会員に対しましても、本件の周知につきましてご協力いただきますようお願い申し上げます。

写

元生畜第 814 号  
令和元年 9 月 30 日

各地方農政局生産部長  
北海道農政事務所生産経営産業部長  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

家畜人工授精用精液等譲渡契約約款条項例（契約のひな形）について

和牛は、我が国固有の財産であり、その精液や受精卵などの遺伝資源は、国内での改良増殖の促進のために用いられることが重要です。しかしながら、昨年、和牛の遺伝資源が不正に中国へ持ち出されようとした事案が確認されたことを受け、和牛遺伝資源の適正な流通管理の徹底が急務となっています。

このような状況を踏まえ、農林水産省では、本年 2 月に「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」を設置し、計 5 回にわたる議論を重ね、7 月に中間とりまとめを公表したところです。

中間とりまとめにおいては、「和牛の遺伝資源を取引する際には、適切な品質管理を前提に利用許諾条件を設定した契約（利用許諾契約）を締結することにより情報財としての価値を保護する慣行を現場に普及・定着させることが効果的である」という見解とともに、「さらに、契約による保護が全国レベルで浸透するよう、国により契約のひな型を準備するなどした上で、国や都道府県、関係団体等が周知徹底を図るべきである」ことが示されたところです。

これを踏まえ、別添のとおり家畜人工授精用精液等譲渡契約約款条項例（契約のひな形）とその参考資料を提供することとしたく、管内都道府県に対し、各都道府県内の家畜人工授精所等へ周知していただきますよう、ご指導をお願いします。

家畜人工授精用精液等譲渡契約約款 条項例 (案)

第1条 総則

1. 譲渡者（以下「甲」という。）及び譲受者（以下「乙」という。）は、日本国の法令を遵守して、信義を守り、和牛（黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種の牛をいう。）に係る家畜人工授精用精液、家畜受精卵（以下「精液等」という。）の譲渡契約については、同契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、これを履行しなければならない。
2. 乙は、甲と精液等の譲渡契約を締結するに際し、あらかじめ、甲の定める書式により、この約款に合意した旨の書面を甲に提出しなければならない。なお、乙は当該合意を取り消すことはできない。

第2条 国外利用及び目的外利用の禁止

乙は、甲から譲渡された精液等を、日本国外で利用してはならず、また、国内における繁殖用牛又は肥育用牛の生産（国内における繁殖用牛又は肥育用牛の生産の用に供する家畜受精卵の生産を含む。）以外の目的（種牛改良への利用を含み、これに限らない。）のために利用してはならない。

第3条 品質及び在庫の管理

1. 乙は、甲から譲渡された精液等について、的確かつ衛生的に保存してその品質を保全するとともに、その和牛ブランド価値の毀損が生じないよう適切に管理しなくてはならない。
2. 乙は、甲から譲渡された精液等について、甲の定める方法において、その保存、利用、在庫、廃棄及び譲渡に関する事項を記録し、甲が求める場合には、当該記録を甲に報告しなければならない。

第4条 第三者への譲渡

1. 乙は、甲から譲渡された精液等の一部または全部を第三者に譲渡する場合には、乙と当該第三者間の契約において、本契約により乙が負う義務と同様の義務を当該第三者に課さなければならない。
2. 乙は、甲が求める場合には、前項に定める第三者への譲渡契約に係る契約書を、甲に提出しなければならない。
3. 乙は、甲から譲渡された精液等の一部または全部を第三者に譲渡する場合には、当該精液等の品質について一切の責任を負うものとする。ただし、当該精液等について、甲の過失があった場合には、この限りでない。

第5条 精液等の返還

1. 甲は、乙がこの約款に違反していると認めるときは、乙に対し、譲渡した精液等の返還を求めることができる。
2. 前項の場合において、乙は、甲から譲渡された精液等のうち、利用又は廃棄をしたもの以外のものを乙の費用において、ただちに甲に返還しなくてはならない。ただし、乙が第4条第1項に違反していない場合には、譲渡をしたものの返還は要しない。

第6条 違約金

乙は、第2条又は第4条第1項に違反した場合には、甲に対し、違約金として金1000万円を支払わなくてはならない。

(別添2)

家畜人工授精用精液等譲渡契約約款への合意宣言書

年 月 日

〇〇から譲渡された家畜人工授精用精液等の利用等については、〇〇家畜人工授精用精液等譲渡契約約款の各規定を遵守することに同意する。

署 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

備考： 乙が法人である場合は、署名の欄は、乙の名称を記載した上で、乙の代表者が署名する。

## 家畜人工授精用精液等譲渡契約約款条項例 説明書

### 第1 総論

#### 1 目的

和牛は、我が国において、家畜改良機関や生産者の長年の努力によって改良されてきた我が国固有の財産であり、このような認識の下、農林水産省では、学識経験者、畜産関係団体等から構成する「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」を開催し、和牛遺伝資源の流通管理の適正化について検討を行って参りました。

同検討会の令和元年7月の中間とりまとめにおいては、「和牛の遺伝資源を取引する際には、適切な品質管理を前提に利用許諾条件を設定した契約（利用許諾契約）を締結することにより情報財としての価値を保護する慣行を現場に普及・定着させることが効果的である」という見解とともに、「さらに、契約による保護が全国レベルで浸透するよう、国により契約のひな型を準備するなどした上で、国や都道府県、関係団体等が周知徹底を図るべきである」ことが示されたところです。これを踏まえ、この契約約款条項例は、開発改良の成果物である和牛の遺伝資源（精液及び受精卵）の知的財産的価値（以下、「和牛ブランド価値」と言います。）の保護を図る観点から、当該和牛ブランド価値の保有者がその提供・利用範囲を設定することによって、保有者の利益を侵害するような不正な利用・流出を抑止し、その価値に見合った正当な対価を得られる仕組みを提供するとともに、その普及や利活用を妨げることがないように、和牛ブランド価値の保護と利活用のバランスを考慮し、円滑な取引を可能とする仕組みを提供しようとするものです。

具体的には、和牛の精液及び受精卵を国内における繁殖用牛又は肥育用牛の生産にのみ用いなくてはならないこと等の一般的なルールを定め、これについて合意・契約する手続きを譲渡者・譲受者間ごとに実施し、当該契約の締結以降は、上述の一般的なルールがその後の取引に及ぶこととして、売買等の取引の度に手続きを改めて行うことが不要となるようにするものとして、この契約約款条項例によって標準的な規定の例を示すこととしているものです。

#### 2 契約の当事者

この契約約款条項例は、基本的に、これに類する契約約款を、家畜人工授精用精液又は家畜受精卵を生産・譲渡する者（具体的には、家畜人工授精用精液又は家畜受精卵を生産・販売する家畜人工授精所の開設者等）が定める

ことを想定しております。

また、この契約約款条項例は、家畜人工授精用精液又は家畜受精卵を生産し、譲渡し（有償、無償を問わない）、利用（家畜人工授精用精液にあつては雌牛への注入又は体外受精、家畜受精卵にあつては雌牛への移植）する者を契約の当事者とし、それぞれの義務を規定しているものとなっております。なお、運送等の役務の提供者が契約の当事者となることは想定しておりません。

### 3 留意点

実際の契約における規定は、契約自由の原則の下、当事者の判断によって決定されるものであり、この契約約款条項例が個別具体の取引における契約条件を拘束するものではありませんが、この契約約款条項例は、和牛ブランド価値の保護と利活用のための標準的な規定の例を示したものです。

また、第2の逐条解説は、一般的な解釈を運用の参考として示すものであり、契約の原則として疑義は当事者間の協議等の上、合意された解釈を採用する余地があるとともに、当然のことながら、この契約約款条項例に規定していない事項については、当事者間の協議や個別の取り決めによることとなります。

## 第2 逐条解説

### 第1条 総則

1. 譲渡者（以下「甲」という。）及び譲受者（以下「乙」という。）は、日本国の法令を遵守して、信義を守り、和牛（黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種の牛をいう。）に係る家畜人工授精用精液、家畜受精卵（以下「精液等」という。）の譲渡契約については、同契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、これを履行しなければならない。
2. 乙は、甲と精液等の譲渡契約を締結するに際し、あらかじめ、甲の定める書式により、この約款に合意した旨の書面を甲に提出しなければならない。なお、乙は当該合意を取り消すことはできない。

#### 【第1項】

本条第1項は、この約款が、精液等の取引における一般的なルールを定めるものであつて、精液等の譲渡者及び譲受者は、この約款の規定に基づき、契約を履行する義務を負うことを定めるものです。

「日本国の法令」とは、法令一般を指すものですが、基本的には、家畜改良

増殖法、家畜伝染病予防法等、精液等の取扱いに係る法令や、商取引に関する法令を念頭に置くものであり、それらの法令や信義則に違反した場合も契約の違反たり得るものとしています。

「同契約書に定めるもののほか……」とは、個別の取引において必ずしも特別な契約を取り交わす必要はありませんが、取り交わされている場合には、当然、当該契約に従うべきであることを前提として、当該契約で定めた事項に「加えて」、この約款で定める、精液等の取引における一般的なルールにも従う義務を負うという意味です。

## 【第2項】

本条第2項は、乙に対して、この約款に従うという本条第1項の約束をした証拠となる書面の提出を、義務づけているものです。この「書面」とは、紙に印刷・記入されたものだけでなく、電磁的に作成ないし保存されたものも含まれます。

また、中間販売を介することが想定される場合などの便宜（第4条の解説を参照）を考慮すれば、実務的には、乙の書面提出に対し、甲が受領書を発行し、契約の成立を相互に証することが考えられます。

なお、乙は、本条に基づく合意を取り消すことはできず、譲渡された精液等については契約に従う義務が生じます。実質的な効力の終了は、精液等の保有を正当に終了し、第3条第2項の記録の提示等をもって、実質的に義務の履行を完了することによることが考えられます。

## 第2条 目的外利用の禁止

乙は、甲から譲渡された精液等を、日本国外で利用してはならず、また、国内における繁殖用牛又は肥育用牛の生産（国内における繁殖用牛又は肥育用牛の生産の用に供する家畜受精卵の生産を含む。）以外の目的（種牛改良への利用を含み、これに限らない。）のために利用してはならない。

1. 本条は、和牛の遺伝資源は、大正以降の鼻紋の研究をはじめとする家畜登録事業を基本として、国内の各地域の改良機関や生産者など数多くの関係者間でその精液等を取引しながら改良を進めてきた結果確立した我が国固有の財産であることに鑑み、和牛ブランド価値を保護する観点から、その精液等の譲渡の条件として、利用地域を日本国内に限定すること、及び利用目的を繁殖用牛又は肥育用牛の生産に限定することを、定めるものです。

2. 「利用」には、家畜人工授精用精液にあつては雌牛への注入又は体外受精、家畜受精卵にあつては雌牛への移植などが含まれます。ただし、第三者への販売（譲渡）については「利用」には含まれず、第4条の定めに従うものとなり

ます。

なお、本条で目的外利用として禁止されている「種牛改良」に関連する利用としては、検査や学術研究なども想定されますが、甲は、本約款と別の取り決めにおいて、本条の規定にかかわらず例外的に、日本国内での検査や学術研究目的での利用を認めることができます。実務的には、検査・研究目的利用に関する約款のような一般的ルールを整備する、あるいは個別の取り決めを交わすという対応が考えられます。

### 第3条 品質及び在庫の管理

1. 乙は、甲から譲渡された精液等について、的確かつ衛生的に保存してその品質を保全するとともに、その和牛ブランド価値の毀損が生じないように適切に管理しなくてはならない。
2. 乙は、甲から譲渡された精液等について、甲の定める方法において、その保存、利用、在庫、廃棄及び譲渡に関する事項を記録し、甲が求める場合には、当該記録を甲に報告しなければならない。

#### 【第1項】

本条第1項は、精液等の品質の信用確保の観点から、譲渡された後にあっては、乙が品質の保全をすべきことを定めるものです。

「的確かつ衛生的」とは、精液等への悪感作を防止することができる状態を指し、具体的には、家畜人工授精所の施設が備える器具・設備・構造がこれに当たるものです。元より、精液等の保存は、家畜改良増殖法上の「処理」の行為に含まれ、家畜人工授精所において行わなくてはならないものであり、取引は基本的に家畜人工授精所を介するという法律上の前提と同等の内容です。

「和牛ブランド価値の毀損」を生じさせない適切な管理とは、窃取等の被害を予防する施錠管理、取引上の信頼の前提となる衛生管理や血統情報管理、表示管理、本約款や誓約書等の契約管理を含む流通管理、適切なトレーサビリティを担保するこれらの記録保管・管理を基本とする、不正な利用・流出を防止する管理措置を指すものです。この場合における管理措置の具体的な実施方法については、業界の適切な慣習に従うほか、甲の求める水準を確認することが望まれます。

#### 【第2項】

本条第2項は、第1項で定める精液等の管理に万全を期し、契約の履行を担保する観点から、乙による精液等の保存、利用、廃棄及び譲渡に関する事項の記録義務及び甲が求める場合の当該記録の提示義務を定めるものです。

記録すべき「保存、利用、在庫、廃棄及び譲渡に関する事項」とは、すなわち、乙が所持する精液等の「どれを（対象の特定）」、「いくつ（個数）」、保



存、利用、在庫、廃棄及び譲渡しているかの記録であり、乙が契約を遵守していることの確認に資するものです。この趣旨から、本項のために新たな記録帳簿が必ず必要というものではありません。例えば、業として精液等の販売や注入・移植役務の提供を行う家畜人工授精所においては、既存の取引記録や家畜人工授精簿によって精液等の正当な所持数を明示できればよいこととなります。また、自らの飼養する雌牛に対してのみ注入・移植するために精液等を所有している畜産農家にあつては、精液等の購入元の家畜人工授精所との取引記録や、注入・移植を行った家畜人工授精師等の家畜人工授精簿によって精液等の正当な所持数を明示できればよいこととなります。ただし、この場合にあつても、契約に特別の定めがない限り、記録及び明示の責任は当該畜産農家にあることとなります。

#### 【補足】

本条は、乙が精液等を第三者に譲渡することを念頭において、品質に係る信用の確保や、第2条及び第4条第1項の遵守を確認するための手続的な義務を定めるものであり、不正な利用・流出を間接的に抑制するものです。したがって、品質の保全やブランド管理、第2条及び第4条第1項の遵守の確認について、特別の約束や手続きを必要としない場合などにあつては、これを規定せず、又は適用しないことについて別に取り決めを交わすことも考えられます。

#### 第4条 第三者への譲渡

1. 乙は、甲から譲渡された精液等の一部または全部を第三者に譲渡する場合には、乙と当該第三者間の契約において、本契約により乙が負う義務と同様の義務を当該第三者に課さなければならない。
2. 乙は、甲が求める場合には、前項に定める第三者への譲渡契約に係る契約書を、甲に提出しなければならない。
3. 乙は、甲から譲渡された精液等の一部または全部を第三者に譲渡する場合には、当該精液等の品質について一切の責任を負うものとする。ただし、当該精液等について、甲の過失があつた場合には、この限りでない。

#### 【第1項】

本条第1項は、乙が、精液等を第三者へ譲渡（有償・無償を問わない）する場合に、この契約によって乙が負う義務と同様の義務を当該第三者に課さなくてはならないとするものです。すなわち、要約すると、当該第三者には、

- ① 精液等を、国内における繁殖用牛若しくは肥育用牛の生産又は国内における繁殖用牛若しくは肥育用牛の生産の用に供する家畜受精卵の生産以外に利用してはならないこと（第2条に相当）
- ② 精液等を的確かつ衛生的に管理して品質を保全すること並びに保存、利

用、廃棄及び譲渡に関する事項を記録し、甲の求めに応じてこれを報告すること（第3条に相当）

③ 精液等を別の第三者へ譲渡する場合にあっては、①～④の義務を課すること（本条第1項に相当）

④ 精液等を別の第三者に譲渡する場合には、当該精液等の品質について一切の責任を負うこと（本条第2項に相当）

の義務が課されることとなります。なお、②の甲への報告義務については、実務的には、甲と乙の取り決めにより、当該第三者による保存等の記録の甲に対する報告の手続きを、第三者にかわって乙が実施することも考えられます。

本条ただし書の適用に当たっては、当該第三者が甲に第1条第2項の書面を提出していることの確認が必要となる場合が想定されます。これについては、基本的には当該第三者に挙証責任があるところですが、実務的には、第1条第2項の書面提出に対する受領書が発行されているのであればその提示や、乙から甲への照会によることが考えられます。

#### 【第2項】

本条第2項は、乙による第1項の義務履行の確認と、第三者との契約の状況把握及び履行管理のため、甲の求める場合における第三者との契約に係る契約書の提出を義務付けるものです。なお、契約書の提出は、甲が特別に求めない限り、原本ではなく写しを提出することによる履行が可能です。

#### 【第3項】

本条第3項は、第3条第1項に対応するものとして、乙の責任を規定するものです。

#### 【補足】

本条第3項は、乙が精液等を第三者に譲渡することを念頭において、品質に係る責任を課すものであり、不正な利用・流出を間接的に抑制するものです。したがって、品質の保全やブランド管理について、特別な約束を必要としない関係性がある場合などにあつては、これを規定せず、又は適用しないことについて別に取り決めを交わすことも考えられます。

## 第5条 精液等の返還

1. 甲は、乙がこの約款に違反していると認めるときは、乙に対し、譲渡した精液等の返還を求めることができる。
2. 前項の場合において、乙は、甲から譲渡された精液等のうち、利用又は廃棄をしたもの以外のものを乙の費用において、ただちに甲に返還しなくてはならない。ただし、乙が第4条第1項に違反していない場合には、譲渡をしたものの返還は要しない。

### 【第1項】

本条第1項は、甲が、乙に契約違反があると認めるときには、契約に係る精液等の返還を求めることができることを定めるものです。

### 【第2項】

本条第2項は、甲が本条第1項の規定による精液等の返還を求める場合には、第4条第1項に違反する第三者への譲渡がその原因となることもあり得ることから、乙が所持する精液等のみならず、乙が第三者に譲渡した精液等についても、乙がこれを回収し、甲に返還する義務を定めるものです。ただし、乙が第4条第1項に違反していない場合にあっては、第三者にも義務が適切に課されていることから、当該第三者に譲渡したものについての回収までは要しないこととしているものです。

## 第6条 違約金

乙は、第2条又は第4条第1項に違反した場合には、甲に対し、違約金として金1000万円を支払わなくてはならない。

本条は、乙が第2条又は第4条第1項に違反した場合に、甲に対し違約金1000万円を支払わなくてはならないことを定めるものです。本条による違約金の支払いがあっても、違反について免責となったということではなく、乙は、第5条第2項の甲の求めがあれば、精液等を返還しなくてはなりません。